別紙1

**調査票及びチェックシート**

**１．事業対象施設名**

**２．新規　・　更新　（認証番号：　　　　　　号）（新規又は更新のいずれかに印を付し、更新の場合には、前回認証番号を付してください。）**

**３．調査立合者（所属、役職、氏名）**　①　　　　　　　　　　　　　　　　②　　　　　　　　　　　　　　　　　③

**４．調査項目　(はい・いいえ欄の該当する方に○印をし、根拠資料名等を記述して下さい。なお、いいえの場合、理由等も記入してください。)**

**５．資料として、①動物福祉に関する組織図、②関係規程類（申請時提出資料の改編あるいは申請時未提出資料がある場合）、③施設の立地図、④施設の平面図、⑤現地での説明資料リストを添付してください。**

**６．調査員記入欄は記入しないでください。**

**７．調査票は、このワードファイルで提出してください。**

|  |
| --- |
| 調査員記入欄　　　調査日：平成　　年　　　月　　日（　　）～　　日（　　）　　　面談者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設の事業内容：生産販売／受託飼育／受託試験／仕入販売／輸送／抗体作製／請負派遣／レンタル実験室／その他（　　　　　　）実験動物管理者名：　　　　　　　　　　調査員名：（主査）　　　　　　　　　　　　　　　　調査員名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入年月日：平成　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **設問事項** | **飼養保管基準等対応主項目** | **はい** | **いいえ** | **根拠資料名等** | **（調査員記入欄）** |
| 1.組織・体制の整備 | ① 規程指針の策定「動物愛護管理法」、「飼養保管基準」、「殺処分指針」、「日動協福祉指針」、「日動協福祉手引き」に則して、実験動物福祉に関する規程や指針等が定められているか？（機関名が記載されているか？生産施設が複数存在する場合、共通のものと個別のものに整理されているか？機関の長の責務が明記されているか？機関の長の権限委譲については、権限委譲の範囲を明文化しているか？） | 第1.3 |  |  |  |  |
| ② 委員会の設置等「飼養保管基準」、「日動協福祉指針」、「日動協福祉手引き」に則して、実験動物の飼養保管に関する指導等を行う委員会が設置されているか？又は、その機能はあるか？（委員会の構成は適切か？各委員会の位置づけを明示した組織図が作成されているか？） | 第1.3 |  |  |  |  |
| ③ 関係団体等との連携日動協等の関連団体との連携を図り、動物福祉の体制整備を進めているか？ | 第1.3 |  |  |  |  |
| ④ 実験動物管理者等の設置規程や指針等において実験動物管理者の設置が明記され、さらに実験動物管理者の責務・役割が明記されているか？ | 第3.1(3) |  |  |  |  |
| ⑤ 組織・体制の機能組織・体制は機能しているか？定期的に自己点検・評価が行われ、その結果を「日動協情報公開指針」に基づいて公表しているか？（各委員会の議事録等は保存されているか？又、責任者によって確認作業が行われているか？) | 第1.4日動協情報公開指針 |  |  |  |  |
| 2.飼育管理体制 | ① 組織指揮命令系統の明確化飼育管理を行う組織や指示命令系統は明確か？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ② 飼育管理手順の明確化飼育管理の標準操作手順書は定められているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ③ 上記実施の確認飼育管理が標準操作手順書どおりに実施されていることを確認しているか？  | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ④ 飼育管理の記録保存飼育管理の記録が保存されているか？又、飼育管理日報等を飼育担当者以外によって確認を受けているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ⑤ 異常時の記録と連絡体制の整備異常が発見された場合の記録や連絡体制等が明確になっているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ⑥ 担当者以外の定期点検飼育担当者以外の者による定期的な点検を行っているか？また、点検結果を踏まえた改善措置等は行われているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| 3.動物の飼育・健康管理 | ① 給餌、給水の方法飼料や飲水の品質、給餌、給水の方法等を定めているか？ | 第3.1(1)ア |  |  |  |  |
| ② 実験目的以外の傷害、疾病予防措置実験目的以外の傷害や疾病等を予防しているか？ | 第3.1(1)イ |  |  |  |  |
| ③ 実験目的以外の傷害、疾病治療措置実験目的以外の傷害や疾病等に対して治療等を実施しているか？治療記録を保存しているか？ | 第3.1(1)イ |  |  |  |  |
| ④ 検疫順化の実施施設への動物の導入に際し、検疫や順化を行っているか？（受託飼育や購入の場合、相手先による検疫やワクチン接種の記録等を確認しているか？） | 第3.1(1)ウ |  |  |  |  |
| ⑤ 微生物モニタリングの実施微生物モニタリングを実施しているか？検査記録を保存しているか？ | 第3.1(1)ア |  |  |  |  |
| ⑥ 異種又は複数飼育への配慮異種又は複数の動物を飼育する際に、組み合わせや動物数に配慮しているか？ | 第3.1(1)エ |  |  |  |  |
| 4.施設・設備 | ① 特性に応じた広さ空間の確保飼育設備は、動物の生理、生態、習性に応じた広さと空間を備えているか？実験動物福祉の観点から、ケージサイズと収容匹数を社内基準として定めているか？ | 第3.1(2)ア |  |  |  |  |
| ② 適切な温湿度、換気、照明飼育室は、適切な温度、湿度、換気、明るさ等の環境条件を保つことのできる設備・構造か？（環境条件を社内基準で定めているか？記録の保存はあるか？） | 第3.1(2)イ |  |  |  |  |
| ③ 清掃・消毒が容易な構造飼育室や実験室等の床、内壁、天井及び飼育設備は、清掃及び消毒が容易な構造か？ | 第3.1(2)ウ |  |  |  |  |
| ④ 洗浄消毒等衛生設備の設置飼育器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備は設置されているか？（定期的な点検記録の保存はあるか？） | 第3.2 |  |  |  |  |
| ⑤ 危険な障害物等の排除飼育設備には、動物に障害を起こしやすい突起物、穴、くぼみ、斜面等はないか？ | 第3.1(2)ウ |  |  |  |  |
| ⑥ 実験動物が逸走しない施設施設や飼育設備は、動物が逸走しない構造及び強度を有しているか？ | 第3.3(1)ア |  |  |  |  |
| ⑦ 破損個所の補修等施設や設備に補修すべき破損箇所はないか？  | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ⑧ 衛生動物、昆虫の侵入防止対策衛生動物や衛生昆虫の侵入防止対策を行っているか？ | 第3.2  |  |  |  |  |
| ⑨ 施設の定期点検施設や設備の定期点検を実施しているか？記録の保存はあるか？（施設及び大型設備機器の補修・更新計画があるか？） | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| 5.教育訓練 | ① 従事者への教育訓練の実施実験動物管理者、実験実施者、飼養者への教育訓練を実施しているか？ | 第3.1(3) |  |  |  |  |
| ② 教育訓練年間計画策定教育訓練の年間計画を定めているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ③ 教育訓練の項目・方法の定め教育訓練の項目や方法を定めているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ④ 日動協等研修会への参加実験動物管理者や飼養者等を日動協等が開催する社外研修会に参加させているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ⑤ 実施記録、受講記録の保存教育訓練の実施記録や研修の受講記録が保存されているか？（個人ごとに記録が作成されているか？） | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| 6.生活環境の保全 | ① 死体、汚物等廃棄物の適切処理動物の死体や汚物等の廃棄物は、適切に保管並びに処理が行われているか？標準操作手順書が定められているか？ | 第3.2 |  |  |  |  |
| ② 微生物等による環境汚染防止微生物等による環境汚染防止対策を行っているか？ | 第3.2 |  |  |  |  |
| ③ 悪臭、害虫等の発生防止悪臭や害虫の発生等による周辺環境への悪影響を防止する対策を行っているか？周辺住民からの苦情等はないか？ | 第3.2 |  |  |  |  |
| ④ 騒音防止騒音による周辺環境への悪影響を防止する対策を行っているか？ | 第3.2 |  |  |  |  |
| 7.危害防止 | ① 従事者の定期的健康診断実験動物に由来する疾病を予防するため、飼育担当者等に必要な健康管理を行っているか？ | 第3.3(1)イ |  |  |  |  |
| ② 安全な作業環境・方法の確保安全な作業環境及び作業方法が確保されているか？労働安全衛生法に則した巡視や点検を行っているか？ | 第3.3(1)ウ |  |  |  |  |
| ③ 傷害、疾患発生時の連絡体制動物による障害や疾病発生時の緊急連絡体制を定め、掲示等で明示しているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ④ 部外者の立入り制限等業務に無関係な者に対し、施設への立ち入りを制限しているか？ | 第3.3(3)カ |  |  |  |  |
| ⑤ 危険動物等逸走時の対応危険動物等（カルタヘナ法等適用動物を含む）が施設外に逸走した場合の関係行政機関への連絡体制は明確か？ | 第3.3(3) |  |  |  |  |
| ⑥ 自然災害等緊急時の対応自然災害や火災等の緊急時のマニュアルや対応計画は定められているか？飼育設備の地震対策に注意を払っているか？ | 第3.3(4) |  |  |  |  |
| ⑦ 動物由来疾病等の情報収集と教育人獣共通感染症に関する知識の習得や情報の収集が行われているか？教育訓練が行われているか？ | 第3.4 |  |  |  |  |
| 8.記録管理 | ① 実験動物の記録台帳の整備実験動物の記録台帳は整備されているか？責任者による記録内容や点検・確認が適切に行われているか？ | 第3.5 |  |  |  |  |
| ② 危険動物等への識別措置危険動物等（カルタヘナ法等適用動物を含む）の個体識別措置がとられているか？ | 第3.5 |  |  |  |  |
| 9.輸送・保管・販売 | ① 輸送時間の短縮化できるだけ短時間で輸送を行っているか？ | 第3.6ア |  |  |  |  |
| ② 輸送中の適正な給餌給水輸送期間中、必要に応じて給餌、給水を行っているか？ | 第3.6イ |  |  |  |  |
| ③輸送中の換気、温度管理輸送車両等の換気や温度管理を行っているか？  | 第3.6イ |  |  |  |  |
| ④ 適切な輸送容器の使用輸送容器等は動物の健康や安全確保、逸走防止のために必要な構造や規模を有しているか？（日動協輸送手引きに準拠しているか？） | 第3.6ウ |  |  |  |  |
| ⑤ 輸送状況記録の保管輸送状況（出発時刻、到着時刻、輸送ルート、輸送容器数、換気状況、温度、湿度、動物の異常の有無等）の記録を保管しているか？  | 第3.5 |  |  |  |  |
| ⑥ 環境汚染防止(微生物、汚物)動物の保有する微生物や汚物等による環境汚染を防止する措置がとられているか？ | 第3.6エ |  |  |  |  |
| ⑦ 販売動物の正確な情報提供動物の販売に際して、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しているか？ | 第4.2 |  |  |  |  |
| ⑧ 輸送時の事故等対応計画輸送時の事故等に対するマニュアルや対応計画が定められているか？ | 日動協輸送手引き |  |  |  |  |
| 10.その他 | ① カルタヘナ法等適用動物の取扱いカルタヘナ法、外来生物法、動愛法・特定動物、感染症予防法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法等の適用を受ける動物の導入や取扱いについては、当該法令を踏まえ必要な措置を講じているか？（記録は保存されているか？） | 各法対応 |  |  |  |  |
| ② 麻酔薬等の取扱い麻薬や向精神薬等の取扱いは適正に実施されているか？（記録は保存されているか？） |  |  |  |  |
| 11.生産及び安楽死 | ① 幼高齢動物の繁殖制限等幼齢又は高齢の動物を繁殖の用に供していないか？また繁殖の回数は適切か？ | 第4.2 |  |  |  |  |
| ② 計画による生産数の適正化安楽死させる実験動物の匹数を削減するため、生産計画と受注状況の定期的見直しを適切に行っているか？ | 殺処分指針日動協福祉手引き日動協安楽死指針 |  |  |  |  |
| ③ 安楽死の標準的な方法日動協が定める標準的な安楽死法を実施しているか？死亡の判断基準は明確か？ |  |  |  |  |
| ④ 安楽死実施環境等の整備安楽死を行う環境や設備・装置は適切であるか？ |  |  |  |  |
| ⑤ 安楽死対象動物の明確化安楽死させる対象動物の判定基準は明確か？ |  |  |  |  |
| ⑥ 安楽死担当者の明確化実施担当者は明確か？（日動協の「実験動物技術者資格」の取得者であるか？） |  |  |  |  |
| ⑦ 安楽死実施記録の保存安楽死の実施記録は保存されているか？ |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **設問事項** | 基本指針対応項目農水省①文科省②厚労省③ | **はい** | **いいえ** | **根拠資料名等** | （調査員記入欄） |
| 12.試験等を行う施設 | 1)組織・体制の整備 | ① 機関の長の明確化と責務の規定機関の長が明確であるとともに、長の責務が規定されているか？ | ①第2.1②第2.1③第2.1 |  |  |  |  |
| ② 動物実験福祉規程の策定基本指針に適合する動物実験に関する機関内規程が定められているか？ | ①第2.2②第2.2③第2.2 |  |  |  |  |
| ③ 動物実験委員会の設置等基本指針に適合する動物実験委員会またはこれに相当する委員会が設置されているか？（委員長の選任や委員会の構成と役割が規定され、適正であるか？） | ①第3.1　3.2　3.3②第3.1　3.2　3.3③第2.3　4.2 |  |  |  |  |
| ④ 動験計画の審査承認結果把握の体制動物実験計画の審査、承認、実施結果把握の実施体制が定められているか？ | ①第2.3　2.4②第2.3　2.4　3.2③第2.4　2.5　3.2 |  |  |  |  |
| ⑤ 安全管理要注意動物実験体制遺伝子組換え動物実験、感染動物実験、麻薬・向精神薬使用実験、有害物質・特定化学物質使用動物実験等安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているか？ | ①第4.2②第4.2③第5.2 |  |  |  |  |
| 2)動物実験の実施状況 | ① 受託試験に関する文書の取交し受託試験の実施に際し、実験動物の飼養保管や動物実験等について、依頼元と受託機関の責任範囲を明記した文書が取り交わされているか？ |  |  |  |  |  |
| ② 受託実験計画の審査承認結果把握動物実験計画書を依頼元が策定する場合は、その動物実験計画書を入手し、審査状況を把握しているか？ | ①第6.2　6.3③第7.2　7.3 |  |  |  |  |
| ③ 動物実験計画の策定時期動物実験計画が動物実験等の開始前に、動物実験責任者により作成され、承認されているか？ | ①第2.3②第2.3③第2.4　3.1 |  |  |  |  |
| ④ 3Rsに基づいた実験計画立案動物実験計画は3Rsに基づき立案されているか？ | ①第4.1(1)②第4.1(1)③第5.1(1) |  |  |  |  |
| ⑤ 動物実験の適正な実施に関する措置動物実験計画の実施結果の把握、教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質向上を図るための必要な措置を講じているか？ | ①第2.4　2.5②第2.4　6.1③第2.5　2.6 |  |  |  |  |
| ⑥ 動物実験委員会の機能発揮動物実験委員会は動物実験計画の審査、動物実験計画の実施結果に対する助言等の機能を果たしているか？（動物実験委員会の議事録は保存されているか？） | ①第3.2②第3.2③第4.1 |  |  |  |  |
| ⑦ 適切な施設等による動物実験の実施動物実験が適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施されているか？ | ①第4.1(2)②第4.1(2)③第5.1(2) |  |  |  |  |
| ⑧ 安全管理要注意動物実験の実施遺伝子組換え動物実験、感染動物実験、麻薬・向精神薬使用実験、有害物質・特定化学物質使用動物実験等安全管理に注意を要する動物実験が安全に実施されているか？ | ①第4.2②第4.2③第5.2 |  |  |  |  |
| ⑨ 自己点検・評価・情報公開基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を「日動協情報公開指針」に基づいて実施しているか？ | ①第2.6　2.7②第6.2　6.3③第2.7　2.8日動協情報公開指針 |  |  |  |  |

注）この調査票に於いては、省庁名、国及び当協会の指針等について、以下の省略表示を行っている。

1. 「動物の愛護及び管理に関する法律」を**「動物愛護管理法」**
2. 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示）」を**「飼養保管基準」**
3. 「動物の殺処分方法に関する指針（環境省告示）」を**「殺処分指針」**
4. 「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」
5. 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」　　　　　　　　　　　　　を**「基本指針」**
6. 「厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針」
7. 「実験動物生産施設等における動物福祉指針」を**「日動協福祉指針」**
8. 「実験動物の福祉に係る情報公開に関する指針」を**「日動協情報公開指針」**
9. 「実験動物の安楽死処分に関する指針」を**「日動協安楽死指針」**
10. 「実験動物福祉推進の手引き」を**「日動協福祉手引き」**
11. 「実験動物の輸送に関する手引き」を**「日動協輸送手引き」**
12. 「農林水産省」を**「農水省」**
13. 「文部科学省」を**「文科省」**
14. 「厚生労働省」を**「厚労省」**